



# 令和7年度 家庭状況届のご案内

お子さんの通園を継続するために、下記の書類を提出してください。

保育施設は「保育の必要性の認定」において、2号認定または3号認定を受けた方がご利用いただけます。令和7年9月以降も引き続き保育施設を必要とされる方は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)第9条の規定により「認定事由及び通園要件確認書類」の提出が必要となります。

提出期日

**令和7年7月23日(水) 必着**

提出方法

下記、いずれかの方法で提出してください。

**オンライン申請(ぴったりサービス)**

**お通いの園へ書類を提出**

オンライン申請での提出を推奨しています。  
オンライン申請の方法につきましては別紙をご確認ください。

提出書類

下記すべての書類の提出が必要です。

**家庭状況届**

**保育の必要性を確認する書類**

必要書類は裏面を参照いただき、区ホームページよりダウンロードしてください。  
令和7年4月1日以降に「保育の必要性を確認する書類」を提出されている方は、家庭状況届のみご提出ください。

注意事項

- ・家庭状況届に記載された情報は令和7年5月23日現在のものです。
- ・家庭状況届は世帯で1枚配付しています。
- ・きょうだい別園に通園中で、書類を保育施設に提出する場合は、最年長のお子さんの保育施設へ提出してください。

提出期限までに書類が確認できないとき、または認定事由に該当しなくなったときは、原則として退園となります。

期限までに提出できない理由がある場合は、事前に保育係へご連絡ください。

# すべての方にご提出いただく書類

## 家庭状況届

### 保育の必要性を確認する書類

現在の状況により提出いただく書類が異なります。  
以下の表より該当するものをご提出ください(父母それぞれの書類が必要です)。

	現在の状況	『保育の必要性を確認する書類』	注意事項
1	就労	江戸川区書式の就労証明書(簡易版)	・月48時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。 ・複数箇所勤務している等の場合は、それぞれの就労証明書が必要です。 ・育児休業中の方は、育児休業期間と復職予定日の記載が必須となります。 ・自営業の方の自営業を証明する書類は不要です。
	産休中・ 育児休業中		
2	求職活動	就職活動状況報告書	・就労開始が決定したら、就労開始後14日以内に就労証明書と教育・保育給付認定変更申請書(兼)変更届を提出してください。
3	出産予定	親子健康手帳(母子手帳)のコピー (表紙と分娩予定日記載のページ)	・提出済の方は必要ありません。 現在就労中、産休中の方は就労証明書の提出も必要です。
4	疾病	診断書(原本)	・お子さんを保育することが困難である具体的な内容の記載があるもの。
5	障害	障害者手帳等のコピー	・江戸川区に住民票がある方は提出不要です。
6	介護・看護	介護・看護状況申告書 + い ず れ か { 介護・看護を受けている方の診断書 障害者手帳等のコピー 介護保険被保険者証とケアプランのコピー	・ と 両方が必要です。 ・月48時間以上お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。 障害者手帳等のコピーにつきましては、江戸川区に住民票がある方は提出不要です。
7	就学	在学証明書と時間割表等 所在地のわかるものを添付してください。	・月48時間以上(交通所要時間、休憩時間を除く)お子さんの保育が困難となる状況が認定事由となります。

**世帯状況(婚姻、離婚)や認定時間の変更(標準時間 短時間等)を希望する場合は別途申請が必要となります。  
その場合は保育係へご連絡ください。**

## 必要書類は区ホームページよりダウンロードしてください



「3. 在園中に必要な書類」から必要書類をダウンロードできます。

江戸川区ホームページ > シティインフォメーション > オンラインサービス > 申請書ダウンロード > 子育て・教育 > 保育園等(認可保育施設、保育ママ)関係書類

#### 注意事項

・必ずファイルを端末に保存してから情報を入力してください。  
(直接入力を行うと、文字が印字されない場合があります)

## 退園する場合

- ・令和7年8月末までに退園する場合、家庭状況届の提出は不要です。
- ・退園届の提出が必要です。退園月の月末までに保育係まで提出してください。
- ・江戸川区外に転出後、引き続き現在の保育施設に通園を希望する場合は保育係までお問い合わせください。

# 家庭状況届の提出は オンライン申請(ぴったりサービス)で できます！

家庭状況届をマイナポータル(ぴったりサービス)から提出することができます。

「保育の必要性を確認する書類」(就労証明書など)はデータで添付してください。

## オンライン申請に必要なもの (1・2 または 1・3をご用意ください)

1. 申請者本人のマイナンバーカードおよび暗証番号(6桁以上の署名用電子証明書の暗証番号)
2. マイナンバーカード対応スマートフォン
3. パソコンおよびマイナンバーカード対応ICカードリーダー

## 注意事項

添付書類のデータが不明瞭だった場合は、再申請または郵送での再提出が必要となることがあります。文字や画像が鮮明に映っていることをご確認のうえ申請してください。



区ホームページ

江戸川区ホームページ > 子育て・教育 > 子育て応援サイト >  
子どもを預けたい > 認可保育施設入所に係るオンライン申請の手続き

## 家庭状況届以外にもオンライン申請できる手続きがあります！

### 在園中の世帯がオンライン申請できる手続き

認可保育施設の入園(転園)の利用申し込み	認可保育施設の転園申請をする場合
教育・保育給付認定変更申請	転居、転職、家族構成が変わった等
認可保育施設に関する通知書等交付申請	保育施設に関する各種証明書が必要な場合 (保育料納入状況、在園証明など)
区立保育園の延長保育実施辞退届	区立園の延長保育の利用をやめる場合
教育・保育給付認定取消申請	保育の必要性がなくなった場合
教育・保育給付認定再交付申請	支給認定証を再発行したい場合
認可保育施設の退園届	保育施設を退園する場合
保育料の減額・免除の申請	保育料の減額(免除)を受けたい場合